令和７年度登米市結婚支援事業公募型プロポーザル審査基準

１　審査方法

（１）プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書に基づき、参加者のプレゼンテーション及び審査委員のヒアリングによる審査を行う。プレゼンテーション15分、ヒアリング10分の合計25分以内とし、追加資料の配付は認めない。ただし、企画提案書に関わる図や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

（２）審査委員は、評価基準に基づき審査を行う。

（３）全ての参加者の審査が終了したときには、企画提案書・プレゼンテーション審査評価における各審査委員の総得点の合計を審査委員数で除した平均点が最も高い参加者を契約候補者、契約候補者の次に平均点が高い参加者を次点契約候補者に選定し、契約に向けての優先交渉権者及び次点交渉権者とする。ただし、平均点が60点未満の場合は、契約候補者及び次点契約候補者となり得ない。

（４）同点の場合は、審査委員会委員の多数決をもって、契約候補者を決定する。同数の場合は、委員長が決定する。

２　評価基準

（１）評価項目と配点は別紙のとおりとする。

（２）評価方法

① 企画提案書内容評価

・評価項目ごとに次の基準に基づいて評価を行う。

評価	基準	評価点
A	提案内容が優れている	配点×1.0
B	提案内容が満足である	配点×0.6
C	提案内容が劣っている	配点×0.2

② 価格評価

・配点×（提案のあった最低見積額／提案者の見積額）

【別紙】

・下表の「評価の視点」欄に基づき、それぞれ次の３段階で評価し、各審査委員の総得点の合計を審査委員数で除した平均点により順位を決定する。

Ａ：優れている（配点×1.0）

Ｂ：満足である（配点×0.6）

Ｃ：劣っている（配点×0.2）

<table>
<tr><th rowspan="2">評価項目
（大）</th><th rowspan="2">評価項目
（中）</th><th rowspan="2">評価の視点</th><th colspan="2">配点</th></tr>
<tr><th>評価の視点
点数</th><th>評価項目
（中）
合計</th></tr>
<tr><td>実績</td><td>業務の目的理解</td><td>・他自治体での受託実績があり、業務の目的理解が十分であるか。</td><td>10</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="4">企画提案</td><td>個人情報の取り扱い</td><td>・個人情報の取り扱いは的確であり、安心できるか。</td><td>10</td><td rowspan="4">60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業務実施方針及び意欲、業務実施体制</td><td>・業務の実施方法、実施体制が十分であるか。</td><td>20</td></tr>
<tr><td>・業務実施に対する意欲・積極性のある提案となっているか。</td><td>20</td></tr>
<tr><td>業務実施計画達成の確実性</td><td>・業務の実施計画（スケジュール）に妥当性及び確実性はあるか。</td><td>10</td></tr>
<tr><td>周知</td><td>イベントの周知方法</td><td>・仙台市内における広告媒体を積極的に活用しているか。</td><td>10</td><td>10</td></tr>
<tr><td>価格</td><td>経費見積の妥当性</td><td>・満点（20点）×（最も低い経費見積額÷該当参加者の経費見積額）</td><td>20</td><td>20</td></tr>
<tr><td colspan="3">計</td><td colspan="2">100</td></tr>
</table>